第五　病院の入院基本料の施設基準等

一　通則

(1)　病院であること。

(2)　一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位（特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。）として看護を行うものであること。

(3)　看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

(4)　次に掲げる施設基準等のうち平均在院日数に関する基準については、病棟の種別ごとに、保険診療に係る入院患者（別表第二に掲げる患者を除く。）を基礎に計算するものであること。

(5)　次に掲げる看護職員及び看護補助者の数に関する基準については、病棟（別表第三に掲げる治療室、病室及び専用施設を除く。）の種別ごとに計算するものであること。

(6)　夜勤を行う看護職員（療養病棟入院基本料の届出を行った病棟及び特別入院基本料を算定する病棟の看護職員を除く。）の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること等、看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。

(7)　急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料（地域一般入院料3を除く。）、七対一入院基本料、十対一入院基本料又は十三対一入院基本料を算定する病棟における夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。

(8)　現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。

二　一般病棟入院基本料の施設基準等

(1)　一般病棟入院基本料の注1に規定する入院料の施設基準

イ　急性期一般入院基本料の施設基準

①　通則

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十（急性期一般入院料1にあっては七）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（一般病棟入院基本料の注6の場合を除く。）とする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日（急性期一般入院料1にあっては十八日）以内であること。

4　データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

②　急性期一般入院料1の施設基準

1　次のいずれかに該当すること。

㈠　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を三割以上入院させる病棟であること。

㈡　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割五分以上入院させる病棟であること。

2　当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

3　常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

③　急性期一般入院料2の施設基準

1　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割四分以上入院させる病棟であること。

2　届出時点で、継続して三月以上、急性期一般入院料1を算定していること。

3　厚生労働省が行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。

④　急性期一般入院料3の施設基準

1　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割三分以上入院させる病棟であること。

2　届出時点で、継続して三月以上、急性期一般入院料1又は2を算定していること。

3　厚生労働省が行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。

⑤　急性期一般入院料4の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を二割七分以上入院させる病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割二分以上入院させる病棟であること。

⑥　急性期一般入院料5の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を二割一分以上入院させる病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を一割七分以上入院させる病棟であること。

⑦　急性期一般入院料6の施設基準

次のいずれかに該当すること。

1　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割五分以上入院させる病棟であること。

2　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を一割二分以上入院させる病棟であること。

⑧　急性期一般入院料7の施設基準

当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

ロ　地域一般入院基本料の施設基準

①　通則

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五（地域一般入院料1及び2にあっては十三）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（一般病棟入院基本料の注6の場合を除く。）とする。